２　防衛大臣は、装備移転航空機に対し管理番号を付与したときは、当該管理番号を当該装備移転航空機を製造する者に通知するものとする。

３　装備移転航空機を製造する者は、管理番号を付与された装備移転航空機が次に掲げる場合に該当したときは、防衛大臣に報告するものとする。

一　滅失し、又は解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をされたとき。

二　装備移転を受ける外国政府に譲渡されたとき。

三　装備移転を行わなくなつたとき。

（検査の種類）

第八十八条の二の二　法第百十一条の二第一項の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　基本設計検査　装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条、次条及び第八十八条の二の八において同じ。）の基本設計が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査

二・三　［略］

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三　［略］

２　前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第二十）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

３　［略］

４　防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第二十一）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

５　［略］

６　前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第二十二）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

７　防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第二十三）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四　基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第二十四）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　［略］

（検査の種類）

第八十八条の二の二　法第百十一条の三の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　基本設計検査　装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条及び次条において同じ。）の基本設計が法第百十一条の二に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査

二・三　［同上］

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三　［同上］

２　前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

３　［同上］

４　防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求める図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

５　［同上］

６　前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなつたことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

７　防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四　基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

２　［同上］